

## **当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）に関するQ&A**

【Q.1】買収防衛策導入の目的は何ですか。

【A.1】当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、高度かつ独創的な製錬技術力とノウハウ、グローバルな鉱山開発力と資源権益、「資源+製錬」型のビジネスモデル、上流の資源・製錬事業と下流の電子・機能性材料事業をともに営む事業モデル、住友の事業精神に基づく企業文化の下での経営と、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーとの間の信頼関係等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

【Q.2】本プランの概要はどのようなものですか。

【A.2】本プランは、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

当社が発行者である株券等について20%以上の大量取得行為を行うことを希望する買付者等には、予め大量取得行為の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。

独立委員会は、当社取締役会に対し、上記大量取得行為の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。

独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大量取得行為の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の判断を経た上、新株予約権無償割当てを実施するか否かを決定します。本プランに基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されてい

ます。

【Q.3】買収防衛策について株主総会を開催していないから無効ないしは買収防衛策の指針に違反しているのではないのでしょうか。

【A.3】本プランについては、次回定時株主総会に付議され、株主の皆様のご意思を確認することが予定されていますので、買収防衛策の指針にいう株主意思の原則に完全に合致しています。(また、その他の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、必要性・相当性確保の原則も充足する内容になっており、本プランは指針に完全に適合しています。)

【Q.4】本プランは合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

【A.4】本プランは、買収防衛策の指針の定める三原則を充足しており、その合理性を示す特徴は次のとおりです。

項目	本プラン
導入目的	・当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上。
株主意思の確認	・本プランの有効期限は本年6月開催予定の定時株主総会までであり、同定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご意思を確認することを予定。更に、その後も本プランの更新には株主総会決議を必要とする。
独立委員会	・独立社外者のみにより独立委員会を構成。具体的には、本年の定時株主総会後は、社外取締役1名および社外監査役2名により独立委員会を構成する予定。 ・防衛策の発動等に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上行う勧告を経ることが必要。
手続開始要件 (トリガー要件)	・20%以上の議決権保有、又は20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。
有効期間(サンセット条項)	・当社中期経営計画に基づく、企業価値向上への中長期的な取り組みも勘案し、有効期間は3年間とする。
廃止	・株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド

	型でもない)。
目的・発動要件・ 手続等の情報開 示	・プレスリリース等において十分な情報開示を行う。

【Q.5】本プランの導入によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

【A.5】本プランの導入時点においては、対抗措置としての新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

買付者等が出現し、新株予約権無償割当てが実施された場合には、買付者等およびその関係者以外の株主（以下「一般株主」といいます。）の皆様は、無償割当てを受けた新株予約権を行使できることとなります。この新株予約権の行使価額は、新株予約権1個当たり1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内において当社取締役会が新株予約権無償割当てに関する決議で別途定める金額となりますので、新株予約権の行使をする場合には、その金額相当のご負担をお願いすることとなります。

もっとも、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、一般株主の皆様は、ご自身で行使価額の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなり、一般株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。また、新株予約権の行使や当社による新株予約権の取得により交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合も、一般株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じる可能性はありますが、原則として経済的な希釈化は生じません。

【Q.6】新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

【A.6】 名義書換

当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに関する基準日を公告いたします。基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償で割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります。但し、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、基準日における最

終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、特段の手続を経ることなく、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

#### 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割り当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、ご自身が買付者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式による新株予約権の行使請求書その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払い込んでいただきます。

#### 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得します。この場合、株主の皆様には、ご自身が買付者等に該当しないことを誓約していただく条項等を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

【Q.7】新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権の行使条件の中で、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

【A.7】まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行するなどの必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の取得や行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合（例えば、米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義される適格投資家（accredited investor）が同法レギュレーションD等の要件を充足する場合）などは、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権についても当社による取得条項の発動による取得の対象となりますので、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされた場合には、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることとなります。

以上